

寒川町告示第97号

寒川町下水道条例（昭和58年寒川町条例第12号）第6条の3第3項の規定に基づき、次のとおり指定工事店として指定したので、告示する。

令和3年10月5日

寒川町長 木村俊雄

指定番号	営業所の所在地	商号又は名称	代表者氏名	指定年月日
第394号	相模原市南区大野台5-2-13	堀米興業	堀米 征彦	令和3年10月5日